

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「気候変動問題と経済的手法」
著者 / 所属	金子 和裕 / 環境委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	454号
刊行日	2023-2-22
頁	2
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230222.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

気候変動問題と経済的手法

環境委員会 専門員

かねこ かずひろ
金子 和裕

環境問題へ取り組む政策の手法として、まず思い浮かぶのが規制的な手法であろう。人の健康被害などの公害問題に対して、大気汚染や水質汚濁などの原因となる汚染物質を排出する工場や事業場に規制を課すものであり、汚染者負担の原則によるものでもある。

一方、環境基本法を根拠とする現行の第5次環境基本計画を見ると、環境政策の手法として経済的手法、自主的手法、情報的手法などの7種類が紹介されている。そこで本稿では気候変動問題で期待もされ、懸念もされる経済的手法について考えてみたい。

経済的手法は、平成6年に閣議決定された第1次環境基本計画において、経済的措置という用語で規制的措置と並んで環境保全に係る施策として既に位置付けられており、平成13年に環境省が発足してからも、世界的には炭素税や温室効果ガスの排出量取引制度の導入が進む一方で、中央環境審議会などにおいて調査や検討が今日まで続けられてきた。

一方、平成24年度には石油石炭税に上乗せする地球温暖化対策税が創設され、その税収はエネルギー起源のCO₂排出抑制のための対策に支出されることとなった。しかし、事業者にとっては地球温暖化対策税を含めたエネルギー関連税制の負担は大きいとされるものの、CO₂の排出抑制については、地球温暖化対策税による課税の効果よりもその税収を活用した財源による効果のほうが大きいとの指摘もされている。

こうした中、岸田政権は、2050年カーボンニュートラルに向けて産業・社会構造をクリーンエネルギー中心に転換させるGX（グリーントランスフォーメーション）に取り組むとし、今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現するため、成長志向型カーボンプライシングを導入するとしている。これは、20兆円規模のGX経済移行債による先行投資を行い、この償還財源として炭素に対する賦課金と排出枠の有償オークションによる排出量取引を段階的に導入するものである。CO₂排出削減の効果も期待されているが、外部不経済の是正のため、まずは課税し次いでその税収を二重の配当として他の減税などに充てるとする環境税の考え方とは逆転した発想となっている。

一方、既に着々と取組が広がっている経済的手法がある。個人の行動がより良い方向に向かうよう選択肢を設定し、「ちょっと押す」というナッジ理論を踏まえた取組である。環境省などではナッジ理論を応用した気候変動対策などの取組が進んでいるが、行動を強制しないこともあり、GXと比べれば取組の規模や効果は限定的とならざるを得ない。

温室効果ガスの大部分を占めるCO₂は我々の日常生活からも排出され、また通常では人の健康被害を引き起こさないことから、千差万別の排出者を汚染者として一律に規制することは困難であろう。しかし、気候変動の影響は我々の世代において既に顕在化しており、選択肢は限られてきている。